

資 料 提 供

令和 7 年 6 月 26 日

課名：障害者支援課

担当：畝本

内線：3 1 5 4

直通：082-513-3157

「広島県手話言語条例（仮称）」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」素案に係る県民意見の募集（パブリックコメント）の実施について

1 要 旨

広島県では、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、手話言語の認識の普及を目的とする「広島県手話言語条例（仮称）」と、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進を目的とする「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称、通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」の策定を進めており、この度、条例素案をとりまとめましたので、県民の皆様からの御意見を幅広く募集します。

2 募集する意見

「広島県手話言語条例（仮称）」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」素案に対する意見

3 募集期間

令和 7 年 7 月 2 日（水）～令和 7 年 8 月 1 日（金）

（郵送の場合は、令和 7 年 8 月 1 日消印まで）

4 意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出する。

なお、意見を正確に把握するため、電話での受付はしていない。

- (1) 電子申請 県ホームページの記入フォームから送信
トップページ＞組織で探す＞健康福祉局＞障害者支援課
＞「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」に対する意見募集について
- (2) 郵送 〒730-8511 広島市中区基町 10-52
広島県健康福祉局障害者支援課地域生活・発達障害グループ
- (3) FAX 082-223-3611
- (4) 電子メール fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

※ 件名に「広島県手話言語条例等 パブリックコメント」と記入

5 意見の取扱い

- (1) お寄せいただいた御意見は、計画策定の参考にする。
- (2) 個人が識別される情報を除いた上で公表する場合がある。
- (3) 意見に対する個別の回答は行わないが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表する。
- (4) 意見募集と並行して関係団体への意見聴取も行っており、それにより素案が修正される場合がある。

6 資料の閲覧

- (1) 広島県ホームページ

本件に係る【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syuwa-joho-publiccomment.html>

- (2) 閲覧場所

機 関 名	所在地	電 話
行政情報コーナー（県庁南館1階）	広島市中区基町10-52	082-513-2380
健康福祉局障害者支援課（県庁本館5階）		082-513-3157
西部厚生環境事務所 厚生課	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181
西部厚生環境事務所広島支所 厚生課	広島市中区基町10-52	082-228-2111
西部厚生環境事務所呉支所 厚生保健課	呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400
西部東厚生環境事務所 厚生課	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部厚生環境事務所 厚生課	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
東部厚生環境事務所福山支所 厚生課	福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311
北部厚生環境事務所 厚生課	三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181

※ 閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

- ・ 行政情報コーナー : 8:45～17:00
- ・ その他の機関 : 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）

※ 時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

7 問合せ先

広島県健康福祉局障害者支援課 地域生活・発達障害グループ 電話：082-513-3157

「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」の概要について

1 要旨・目的

広島県では、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、手話が言語であるという認識の普及を目的とする「広島県手話言語条例（仮称）」と、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進を目的とする「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称、通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」の策定を進めており、この度、その素案をとりまとめました。

2 現状・背景

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障害者の円滑な意思疎通や情報の十分な取得・利用が極めて重要であり、多様な障害特性に配慮した意思疎通支援や情報取得に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

また、手話は、日本語とは異なる語彙や文法体系を有する独自の言語という性格を有するものの、過去には公教育において手話の使用が制約されてきた経緯もあり、手話についての理解促進や手話による意思疎通が行いやすい環境の整備が必要です。

こうした状況を踏まえ、障害者の情報保障の強化や手話言語の認識の普及等を通じて、社会全体の相互理解を促進し、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するため、「広島県手話言語条例（仮称）」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」を制定します。

3 条例の全体構成

(1) 広島県手話言語条例（仮称）

項目	概要
1 総則	
前文	条例を制定する趣旨
① 目的	条例を制定する目的
② 基本理念	・手話言語に対する理解の促進及び手話の普及 ・手話の使用及び習得に係る機会の確保
③ 言語としての手話の認識	・県による手話言語の認識に向けた啓発 ・県による言語としての手話文化の保存、継承及び発展 ・手話言語の認識に向けた県民への努力義務
3 施策内容	
⑨ 手話の習得の機会の確保	・乳幼児期から家族と共に手話を習得できる機会の確保に向けた県の努力義務 ・手話を習得できる機会の確保に向けた支援団体への努力義務
⑩ 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援	・手話を習得できる機会の確保に向けた県から学校への情報提供、技術的助言等の支援
⑪ 職場における環境の整備	・手話を習得できる機会の確保に向けた県から事業者への情報提供、技術的な助言等の支援
⑫ 推進体制	・条例の進捗状況の評価、施策を総合的に推進するための推進体制の整備
⑬ 財政上の措置	・県による必要な財政上の措置

(2) 広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）

項目	概要
1 総則	
前文	条例を制定する趣旨
① 目的	条例を制定する目的
② 定義	条例で用いる言葉の定義 (障害者、意思疎通手段、意思疎通支援者)
③ 基本理念	・ 障害特性に応じた円滑な意思疎通の推進 ・ 障害者の情報の取得・利用の推進 ・ 適切な役割分担による支援の推進
2 責務・役割等	
④ 県の責務	・ 障害者の意思疎通や情報の取得・利用に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施
⑤ 市町の役割	・ 障害者の意思疎通や情報の取得・利用に関する施策の実施
⑥ 県民の役割	・ 基本理念の実現に向けた県民への努力義務 ・ 県の施策への協力や積極的な意見表明に関する障害当事者への努力義務
⑦ 意思疎通支援者及び関係団体の役割	・ 多様な意思疎通手段に関する県民の理解促進や県の施策への協力並びに障害者への支援に向けた意思疎通支援者及び関係団体への努力義務
⑧ 事業者の役割	・ 意思疎通及び情報の取得・利用への合理的配慮 ・ 県又は市町の施策への協力に向けた事業者への努力義務
3 施策内容	
⑨ 推進体制	・ 条例の進捗状況の評価、施策を総合的に推進するための推進体制の整備
⑩ 計画及び施策の策定・推進	・ 広島県障害者プランにおける施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標設定
⑪ 意思疎通支援者の人材確保、養成等	・ 県による意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上、派遣に係る体制の整備等の取組
⑫ 啓発及び学ぶ機会の確保	・ あらゆる障害特性に応じた意思疎通手段等についての啓発及び学ぶ機会の確保
⑬ 県政の情報の発信等	・ あらゆる障害特性に応じた意思疎通手段による情報発信に必要な措置
⑭ 災害時等の情報の取得等	・ 災害その他非常の事態における障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用に向けた必要な措置
⑮ 情報通信機器等の利用方法の習得等	・ 県による情報通信機器や情報通信技術等の活用に向けた講習会の実施、相談等の取組
⑯ 県と市町の連携	・ 県と市町の連携、条例の趣旨に合致した施策を実施に向けた県から市町への情報提供、技術的な助言等の支援
⑰ 学校教育の分野における環境の整備	・ 教育環境の整備に向けた県から学校への情報提供、技術的助言等の支援
⑱ 職場における環境の整備	・ 職場環境の整備に向けた県から事業者への情報提供、相談及び技術的な助言等の支援
⑲ 財政上の措置	・ 県による必要な財政上の措置